

## フォスタリング機関と都(児童相談所)の関係

国の示したフォスタリング機関・業務に関するガイドラインでは、「フォスタリング業務を委託する場合であっても、業務全体の最終的な責任は都道府県が負う」と明記  
 >フォスタリング機関を活用する場合でも、児童相談所は児童や里親の状況把握を適切に実施する必要があり、一連のフォスタリング業務に対し、児童相談所の一貫した関与、マネジメント等が必要(フォスタリング機関と児童相談所との情報共有の徹底が必要)

## フォスタリング機関モデル設置イメージ

### 【フォスタリング機関が関与する対象範囲】

- >養育家庭、専門養育家庭、親族里親 (ガイドライン上、フォスタリング機関は、養育里親に関する支援を中心に行うとされており、養子縁組里親を含むかは検討が必要)
- >フォスタリング機関が新規開拓した里親 (モデル実施の間に、既存認定登録里親を対象としていくかは検討が必要)
- >都児童相談所一所の管轄地域

### 【パターンA(フォスタリング業務を包括的に委託する場合)】

- 里親支援についてはフォスタリング機関が包括的に担う
  - >フォスタリング機関がリクルートからの一貫した里親養育支援を実施
  - >親担当児相は、フォスタリング機関のチェック機能として、各業務に対して関与
  - >マッチングは、児相からの求めにより、フォスタリング機関が候補里親を選定・推薦するとともに、里親選定の場にも出席・説明。最終的なマッチングの判断は、児相が実施

※(★)は、現行と担う業務が異なる機関、新設の機関に付記

### 【パターンB (チーム養育体制を土台にしながら、フォスタリング業務を委託する場合)】

- 児童相談所とフォスタリング機関が連携し、チーム養育を土台とした支援を実施
  - >親児童相談所がコンサルテーション(進行管理・調整)を担う
  - >チーム養育体制を土台としながら、フォスタリング機関は、現行で親担当児童相談所が担っている業務のうち里親サロンの開催や体験発表会の調整等、一部を主となって担う
  - >マッチングについては、現行と同じ取扱いであり、最終的なマッチングの判断は、児相が実施

